

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：教育委員会

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
島根県高等学校授業料徴収システム運用保守業務	R6.4.1	株式会社NTTデータ中国 広島県広島市南区比治山本町11番20号	4,141,500	第167条の2第2号	このシステムは、当該業者が構築しており、当該業者以外ではこの業務の遂行が不可能であるため。			学校企画課	
しまねっと用ウイルス対策ソフトウェアライセンス	R6.4.1	セコム山陰株式会社 松江市北陵町34番地	2,764,106	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	端末のライセンス再設定作業が不要であり、更新に係る経費と時間のロスが少ないため。50%継続更新割引が適用されるため、著しく有利な価格での契約が見込めるため。			学校企画課	
県立高等学校指導者用パソコン運用支援業務委託	R6.4.1	株式会社 えすみ 松江営業所 島根県松江市西嫁島3丁目2-13	13,332,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	県立高校の指導者用PCの初期導入に伴う設定及び、マイクロソフトのクラウドサービス環境を構築した同社でなければ、適切な運用が実施できないため。			教育指導課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
「令和6年度島根県24時間子供SO Sダイヤル」業務委託	R6. 4. 1	ダイヤル・サービス株式会社 東京都千代田区九段南1丁目6-5 九段会館テラス3階	6,006,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	業務の特殊性から継続案件への対応等が必要になるため、過年度より業務を実施している当該事業者でなければ実施することができないため。			教育指導課	
島根県教育用ローカルブレイクアウトネットワークサービス調達業	R6. 4. 1	NTTビジネスソリューションズ(株) 島根ビジネス営業部 島根県松江市東朝日町102	29,441,916	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号	企画提案競争審査会において最優秀提案者に選ばれたため。			教育指導課	
「令和6年度SNSを活用した相談事業」業務委託	R6. 4. 1	ダイヤル・サービス株式会社 東京都千代田区九段南1丁目6-5 九段会館テラス3階	10,983,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	企画提案競争審査会において最優秀提案者に選ばれたため。			教育指導課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
島根県立高等学校等における「情報Ⅰ」の授業支援WEB教材調達	R6. 4. 1	ライフイズテック株式会社 東京都港区南麻布2丁目12-3 南麻布ビル1F	8,874,250	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	企画提案競争審査会において最優秀提案者に選ばれたため。			教育指導課	
令和6年度県立高校向けUSBデータ通信業務	R6. 4. 1	株式会社 NTTドコモ 中国支社 島根支店 島根県松江市東朝日町88-1	4,452,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	切れ目なく通信サービスを利用する必要があり、当該事業者にししか実施できないため。			教育指導課	
令和6年度スクールソーシャルワーカー活用事業	R6. 4. 1	安来市 島根県安来市安来町878-2	2,084,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度スクールソーシャルワーカー活用事業	R6.4.1	出雲市 島根県出雲市今市町70	4,753,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第9号	当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	
令和6年度スクールソーシャルワーカー活用事業	R6.4.1	雲南市 島根県雲南市木次町里方521-1	4,753,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第10号	当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	
令和6年度スクールソーシャルワーカー活用事業	R6.4.1	浜田市 島根県浜田市殿町1	2,140,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第11号	当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度スクールソーシャルワーカー活用事業	R6. 4. 1	大田市 島根県大田市大田町大田口1111	1,405,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第12号	当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	
令和6年度スクールソーシャルワーカー活用事業	R6. 4. 1	江津市 島根県江津市江津町1016番地4	1,055,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第13号	当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	
令和6年度スクールソーシャルワーカー活用事業	R6. 4. 1	益田市 島根県益田市常盤町1-1	2,510,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第14号	当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度スクールソーシャルワーカー活用事業	R6. 4. 1	津和野町 島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	1,750,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第15号	当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	
令和6年度スクールソーシャルワーカー活用事業	R6. 4. 1	吉賀町 島根県鹿足郡吉賀町六日市750	1,530,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第16号	当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	
令和6年度「子どもと親の相談員配置事業」の委託契約	R6. 4. 1	松江市 島根県松江市末次町86	6,921,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第17号	当該事業は、子どもと親の相談員を配置する小学校を所管する当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度「子どもと親の相談員配置事業」の委託契約	R6. 4. 1	出雲市 島根県出雲市今市町70	7,550,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第18号	当該事業は、子どもと親の相談員を配置する小学校を所管する当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	
令和6年度「子どもと親の相談員配置事業」の委託契約	R6. 4. 1	浜田市 島根県浜田市殿町1	1,258,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第19号	当該事業は、子どもと親の相談員を配置する小学校を所管する当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	
令和6年度「子どもと親の相談員配置事業」の委託契約	R6. 4. 1	益田市 島根県益田市常盤町1-1	1,258,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第20号	当該事業は、子どもと親の相談員を配置する小学校を所管する当該機関でなければ実施することができないため。			教育指導課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
島根県GIGAスクール運営支援センター業務	R6. 4. 1	株式会社エージェンツ 東京都渋谷区道玄坂2丁目25番12号 道玄坂通5階	55,176,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第21号	業務システムの継続性の観点から同一の受託者による継続支援が必要であり、過年度より業務を実施している当該事業者には実施できないため。			教育指導課	
令和6年度しまね留学広報業務委託	R6. 4. 2	一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム 島根県松江市東本町2丁目25-6 みらいBASE2階	8,224,608	地方自治法施行令第167条の2第1項第22号	企画提案競争審査会において最優秀提案者に選ばれたため。			教育指導課	
令和6年度 都道府県立学校管理者賠償責任保険	R6.4.10	全国都道府県教育委員会連合会 東京都千代田区霞が関3丁目3番1号 尚友会館	1,445,244	地方自治法施行令第167条の2第1項第23号	当保険については、被保険者となる全国の自治体を取りまとめて全国都道府県連合会が保険契約者となり一括して保険契約を締結しており、同種の保険は他にないことから当該契約相手先しか契約することができないため。			教育指導課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度島根県教育魅力化共学共創推進業務委託	R6.4.16	一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム 島根県松江市東本町2丁目25-6 みらいBASE2階	6,986,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第25号	企画提案競争審査会において委託候補者に選定されたため。			教育指導課	
令和6年度島根県教育魅力化共学共創推進業務委託	R6.4.16	一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム 島根県松江市東本町2丁目25-6 みらいBASE2階	18,900,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第26号	企画提案競争審査会において委託候補者に選定されたため。			教育指導課	
令和6年度島根県教育魅力化共学共創推進業務委託	R6.4.16	一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム 島根県松江市東本町2丁目25-6 みらいBASE2階	6,914,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第27号	企画提案競争審査会において委託候補者に選定されたため。			教育指導課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
教育ICTアドバイザー業務委託	R6. 4. 19	合同会社 LINK ALL 東京都渋谷区渋谷3丁目26-16 第五叶ビル6階	2,500,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第27号	ICTを活用した教育の実施に向け 令和2年度からICTモデル校事業を実施し、本事業において専門的な見地から検証・サポートを受けており、令和5年度においても同社による継続的なサポートが必要であるため。			教育指導課	
出雲養護学校雲南分教室運動場整備事業損失補償調査業務委託	R6. 4. 18	島根県土地開発公社 島根県松江市古志原町4丁目1-1	2,858,900	167条の2第1項第2号	島根県会計規則の運用について第66条関係の1の(2)のウ(公法人との直接契約)に該当するため。			教育庁教育施設課	
浜田養護学校整備に係る詳細設計等業務委託	R6. 4. 19	島根県土地開発公社 島根県松江市古志原町4丁目1-1	25,736,700	167条の2第1項第2号	島根県会計規則の運用について第66条関係の1の(2)のウ(公法人との直接契約)に該当するため。			教育庁教育施設課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
電子計算組織(総合実践実習室)保守管理委託	R6. 4. 1	(株)えすみ 松江営業所 所長 松江市西嫁島3丁目2番13号	1,188,000	第167条の2第1項第2号	複雑なシステムを構築し、熟知している本システムの納入業者でなければ、障害発生時に迅速に対応できない			情報科学高等学校	
電子計算組織(第1パソコン実習室)保守業務委託	R6. 4. 1	株式会社えすみ松江営業所 島根県松江市西嫁島三丁目2-13	957,000	第167条の2第1項第2号	このシステムは当該業者が構築し設置したものでありシステムに精通している。授業用として使用していることから、故障時には速やかな対応が必要であり、適切な保守管理ができるのは機器の納入業者であって当該システムを熟知している当該業者以外の者では極めて困難なため。			出雲商業高等学校	
電子計算組織(第3パソコン実習室)保守業務委託	R6. 4. 1	株式会社えすみ松江営業所 島根県松江市西嫁島三丁目2-13	957,000	第167条の2第1項第2号	このシステムは当該業者が構築し設置したものでありシステムに精通している。授業用として使用していることから、故障時には速やかな対応が必要であり、適切な保守管理ができるのは機器の納入業者であって当該システムを熟知している当該業者以外の者では極めて困難なため。			出雲商業高等学校	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
電子機械科CADシステム保守業務委託	R6. 4. 1	(株)えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号	1,540,000	第167条の2第1項第2号	システムを構築した設置業者であり、システムに精通しており、他業者では迅速で安全な保守業務が困難であるため。			松江工業高等学校	
CAI/EWSシステム保守業務委託	R6. 4. 1	(株)ミック 松江市学園南2丁目10番14号	1,023,440	第167条の2第1項第2号	設置業者から業務移管を受けた業者で、システムに精通しており、他業者では迅速で安全な保守業務が困難であるため。			松江工業高等学校	
機械警備業務委託	R6. 4. 1	セコム山陰(株) 松江市北稜町34	3,603,600	地方自治法第167条の2第1項第2号	導入しているシステムがセコム山陰関連会社製であり、緊急時に迅速な対応ができるため他と契約する場合、配線や機器の交換に、膨大な経費と時間を要するため			松江清心養護学校	長期継続契約 (5か年)

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
松江養護学校 川津校舎機械警備業務委託	R6. 4. 1	セコム山陰株式会社 松江市北陵町34	4,877,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	校舎内の広範囲に多数機械センサーが設置しており、短期間での機器変更は困難			松江養護学校	長期継続契約 契約期間5か年
松江養護学校 乃木校舎機械警備業務委託	R6.4.1	セコム山陰株式会社 松江市北陵町34	8,784,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	校舎内の広範囲に多数機械センサーが設置しており、短期間での機器変更は困難			松江養護学校	長期継続契約 契約期間5か年
松江養護学校 乃木実習場機械警備業務委託	R6.4.1	セコム山陰株式会社 松江市北陵町34	2,250,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	実習場内の広範囲に多数機械センサーが設置しており、短期間での機器変更は困難			松江養護学校	長期継続契約 契約期間5か年

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
松江養護学校給食提供業務委託（高等部）	R6. 4. 1	有限会社アゴ弁 松江市乃木福富町 735-175	@129	第167条の2第1項第2号	提案競技により決定した契約予定者			松江養護学校	単価契約 3,805,887
図書・雑誌マークの作成委託【TRCマーク】	R6. 4. 1	株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚 3丁目1番1号	2,420,000円	第167条の2第1項第2号	貸出管理や情報検索のためバーコードやラベル貼付等の装備を施した図書を図書館流通センター（TRC）から主に購入するので、図書のコンピュータ目録（MARC）の作成についてもこれと一体化して行う必要がある。また、TRC以外からの購入図書や寄贈図書のデータについても企画・内容等が同じであることが望ましく、これを納入できるのはTRCだけであるため。雑誌MARCを作成しているのはTRCのみである。			社会教育課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度大社高等学校寄宿舎(碧雲寮)調理業務委託	R6. 4. 1	名称:有限会社永和グループ 代表取締役 所在地:島根県松江市上乃木6-4-55	7,135,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公募型企画提案方式(プロポーザル方式)により公募した結果、応募者は有限会社永和グループのみであり、面接審査の結果当該事業者が受託者として選定されたため。			大社高等学校	
島根県立松江養護学校「朝の預かり事業」業務委託	R6. 4. 1	特定非営利活動法人松江市手をつなぐ育成会 松江市千鳥町70	4,022,700	第167条の2第1項第2号	提案競技審査会において、契約候補事業者に選定された者であるため。			特別支援教育課	
島根県立出雲養護学校「朝の預かり事業」業務委託	R6. 4. 1	特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも 出雲市里方町116	3,899,940	第167条の2第1項第2号	提案競技審査会において、契約候補事業者に選定された者であるため。			特別支援教育課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
島根県立浜田養護学校「朝の預かり事業」業務委託	R6. 4. 1	株式会社サンフラワーズ 浜田市港町294-32	3,186,586	第167条の2第1項第2号	提案競技審査会において、契約候補事業者に選定された者であるため。			特別支援教育課	
島根県立益田養護学校「朝の預かり事業」業務委託	R6. 4. 1	社会福祉法人はびねす福祉会 益田市横田町2087-1	4,022,700	第167条の2第1項第2号	提案競技審査会において、契約候補事業者に選定された者であるため。			特別支援教育課	
松江市内特別支援学校給食提供業務委託	R6. 4. 1	株式会社まつした 松江市乃木福富町735-185	16,216,440	第167条の2第1項第2号	提案競技審査会において、契約候補事業者に選定された者であるため。			特別支援教育課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
松江市内特別支援学校給食提供業務委託	R6. 4. 1	株式会社RO 鳥取県米子市加茂町2-218	2,598,750	第167条の2 第1項第2号	発熱等の症状がない場合の検査機関が県内になく、県内全域について対応が可能で迅速な検査が行える機関が株式会社ROのみであるため			特別支援教育課	
江津清和養護学校スクールバス管理運行委託	R6. 4. 1	有限会社ぜん 浜田市国分町1819-22	4,422,000	第167条の2 第1項第2号	県西部で唯一リフト付きバスを保有しており、日ごろから車イスの乗降対応を行っているため			特別支援教育課	
島根県教職員雇入時健康診断等業務委託契約	R6. 4. 1	公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原1-4-6	単価契約 執行予定額 2,788,500円	167条の2第1項第2号	下記のとおり公益財団法人島根県環境保健公社しか実施できない ①実施指定場所(県民会館)・時間(5時間以内)で多数の健診が実施できるため ②受診した教職員に対して、受診後1か月以内に結果通知ができるため ③雇入時健康診断とVDT作業従事前健康診断との同時受診ができるため			福利課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
展示保守点検業務	R6.4.1	株式会社丹青社関西支店 大阪府大阪市北区大深町3番1号	2,701,600	第167条の2第1項第2号	当該業務は、当館の常設展示のために特別に設計・製作された展示ケース等の保守点検業務であり、それに関する十分な知識と技術がなければ実施できない。契約相手方は、当館の展示工事を全般にわたって施工した者であり、当該業務を実施することができる唯一の者であるため。			古代出雲歴史博物館	
企画展「誕生、隠岐国」にかかる展示徹収、作品輸送業務	R6.4.1	日本通運株式会社山陰支店 米子市流通町430-17	3,421,000	第167条の2第1項第2号	当該業務は、国宝、重要文化財に指定されているものや、保存状態が悪く取扱が非常に難しい作品の輸送、展示業務であり、高い専門的知識と技術が必要である。契約相手方は、国宝・重要文化財の輸送、展示業務を幾度も行ってきた実績があり、文化財所蔵者(借用先)の信頼が厚く、当該業務を確実に遂行可能である。また、所蔵者から契約相手方で輸送をするよう指示を受けており、他の業者への委託は不可能であるため。			古代出雲歴史博物館	
企画展「誕生、隠岐国」にかかる展示撤去業務	R6.4.1	有限会社ササキ企画 東京都品川区東品川3丁目22番20号-502	1,100,000	第167条の2第1項第2号	提案競技審査委員会において、事業予定者に選定された者であるため。			古代出雲歴史博物館	